

報告第4号

専決処分したものに付き承認を求めることについて

加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年4月28日提出

加西市長 高橋晴彦

専決第3号

専 決 処 分 書

加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（令和8年総務省令第38号）が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年加西市条例第10号）の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

加西市長 高 橋 晴 彦

加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部
を改正する条例

加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 28 年加西市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に、「第 7 号」を「第 3 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 38 号）が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行された。これに伴い、加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 28 年加西市条例第 10 号）の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分し、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるもの。

【概要】

- ・固定資産税の不均一課税の適用期限を延長（令和 10 年 3 月 31 日まで）
- ・対象となる減価償却資産の範囲を、建物及びその附属設備、構築物並びに機械及び装置とする。